

外来生物カワヒバリガイの被害防止に向けて

1. 現 状

近年、農業水利施設で外来生物であるカワヒバリガイが生息範囲を拡大しています。

カワヒバリガイは、水路や調整池等の壁面に付着し、通水障害などを引き起こしています。また、カワヒバリガイを除去するための作業や費用が土地改良区等の負担となっています。

カワヒバリガイとは？

カワヒバリガイは、東アジアから東南アジアに分布する淡水棲二枚貝です。日本では環境省が定める外来生物法において、特定外来生物に指定されています（平成18年2月）。

日本においては、自然水域では1990年に岐阜県の揖斐川下流で初めて確認され、その後、琵琶湖や木曾川水系など近畿、東海地域を中心に生息が確認されています。最近では、利根川水系などの関東地域でも生息が確認され、分布域を拡大しています。



和名：カワヒバリガイ（写真）
大きさ：成貝で殻長2～3cm

2. カワヒバリガイによる被害

カワヒバリガイによる主な被害

- ①カワヒバリガイが水路などの壁面に固着したり、死貝が末端給水栓等に詰まることによる通水障害
- ②大量のカワヒバリガイが死んだことにより発生する腐敗臭による悪臭被害
- ③固着したカワヒバリガイを除去及び破棄するため、維持管理労力、費用の増加

生息状況



調整池の転石に付着したカワヒバリガイ。



調整池のコンクリート壁に付着したカワヒバリガイ。

通水障害



カワヒバリガイの死貝により蛇口閉塞。



蛇口より大量のカワヒバリガイの死貝。

霞ヶ浦用水管内のカワヒバリガイ生息調査と対策

1. 調査

カワヒバリガイの生息調査として、研究機関（農研機構）と合同で霞ヶ浦用水管内の調整池及び水槽において、トラップによる生息状況の調査を行っております。トラップの設置箇所は、管内10箇所を設置しております。また、高感度検出技術（環境DNA）を用いた調査も実施しております。

近年は、霞ヶ浦流域で大規模な発生が確認されておりますので、被害防止に向け注力する必要があります。

カワヒバリガイは、乾燥すると比較的短時間で死んでしまうため、基本的に一年を通して水のあるところに付着しています。そのため、水を抜かずに維持されている調整池やため池などは、管理者の気がつかないうちにカワヒバリガイが増殖している可能性があります。このような施設は、定期的に水を抜いてカワヒバリガイの生息状況を調べてみたほうが良いと思われま

霞ヶ浦用水土地改良区では、研究機関と合同で調整池の水抜き調査やトラップ調査及び環境DNA調査を管内各地で継続的に行い、次年度以降の対策の情報として活用しています。

2. 対策

霞ヶ浦用水土地改良区で行っていること

霞ヶ浦用水土地改良区で管理している調整池や水槽の水を抜いて、カワヒバリガイを死滅させています。



東山田調整池周辺調査状況
カワヒバリガイの付着状況(右上)



水抜き後（完全落水状態）の空閑池



低水位管理状態の小ノ池調整池

地区の皆さんへ

貯水池にカワヒバリガイがいると、地区揚水機場の運転に支障が出ることもあり、地区パイプラインの閉塞などの通水障害を起こすおそれがあります。

カワヒバリガイの対策には、早期発見がとても大切です。カワヒバリガイを研究している研究機関(農研機構)では、非かんがい期(水利用が終わった時期)に調整池の水を抜いて調べてみることを推奨しています。水抜き調査で調整池に生息していることがわかれば、そのまま2週間程度乾燥させることで、カワヒバリガイを死滅させることができます。死滅し乾燥したカワヒバリガイはもろく粉々になり、除去しやすくなります。

カワヒバリガイの生息が確認された調整池では、毎年、継続的に調整池の水抜きを実施することが望ましいとされています。この水抜きを通じてカワヒバリガイの生息状況を確認できますし、カワヒバリガイの付着数が減少して駆除する労力も軽減されるようになります。

カワヒバリガイを生きたまま移動させることは法律で禁止されているので（外来生物法）、乾燥させるなどの方法で確実に死滅させたうえで処分してください。